

## 第4節 応援要請計画

第1項	縣市町村間等の応援要請	<input type="checkbox"/> 総括班 <input type="checkbox"/> 消防班
第2項	警察への応援要請	<input type="checkbox"/> 総括班
第3項	指定公共機関または 指定地方行政機関等への応援要請	<input type="checkbox"/> 総括班
第4項	他市町村への応援の実施	<input type="checkbox"/> 総括班
第5項	民間団体等への応援要請	<input type="checkbox"/> 総括班

### 【基本方針】

大規模災害発生時においては、その被害の状況によっては、市単独では十分な応急対策活動が実施できないことが想定されるため、平常時から関係機関と十分に協議し、こうした災害時にあたっては速やかに広域応援等を要請し、応急対策活動が迅速、的確に実施できる応援協力体制を整えておくものとする。また、同時に他市町村からの応援要請を受けた場合には、速やかに応援活動を実施するよう努めるものとする。

### 第1項 縣市町村間等の応援要請

#### 1. 協定に基づく応援派遣要請

本市では、大規模な災害が発生した場合、その被害を最小限に防止するための相互応援協定が下記のとおり締結されている。【資料編\*Ⅱ.3.1(1)～(14)】

- 1) 福岡県消防相互応援協定
- 2) 福岡県広域航空消防応援実施要綱（平成14年8月1日締結）
- 3) 京築地域消防相互応援協定（平成19年7月26日締結）
- 4) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日締結）
- 5) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領（平成17年4月26日締結）
- 6) 行橋市、豊前市、築上郡、京都郡消防相互応援協定(昭和51年12月1日締結)
- 7) 災害時における応援に関する協定書(平成19年7月6日締結)
- 8) 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- 9) 災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定書(行橋市、建設業者団体)

\*資料Ⅱ.3.1(1)～(14)協定関連等資料 ※本文3),6)を除く

【第Ⅲ編 一般災害応急対策計画】

第1章 第4節 応援要請計画

- 10) 災害時における物資の供給に関する協定書
- 11) 災害時における物資の供給及び施設の提供に関する協定書
- 12) 災害時における緊急避難所としての使用に関する協定書
- 13) 災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書
- 14) 災害時における放送要請に関する協定書（平成25年6月1日締結）
- 15) 行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定書（平成25年11月1日締結）
- 16) 避難所施設使用に関する協定書

(1) 「福岡県消防相互応援協定」に基づく応援要請

市または消防本部は、市域に大規模な災害が発生した場合に、災害による被害を最小限に防止することを目的として消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づく消防相互応援協定による応援を要請する。

1) 出動に関する地区区分及び対象災害

《 応援要請種別 》		
種 別	内 容	
第 一 要 請	北九州地域内の市町村等に対して行う応援要請	
第 二 要 請	第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請	
《 地 区 区 分 》		
北九州地域	北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合、苅田町	第一要請地域
福岡地域 筑豊地域 筑後地域	協定書参照	第二要請地域
《 対象とする災害 》		
<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災</li> <li>b. 地震、風水害その他の大規模火災</li> <li>c. 航空機事故、列車事故等で大規模または特殊な救急・救助事故</li> </ul>		

2) 応援要請方法及び要請ルート

応援は市長または消防長から要請し、他市町村等の長または消防長に対しては代表消防機関等を通じ要請する。

《応援要請の方法》	
要請時の明示事項	要請時の必要措置
a. 災害の種別、発生場所及び災害の状況	a. 応援隊集結場所への誘導員の配置
b. 応援隊の人員、車両、資機材	b. 誘導員による応援隊の誘導
c. 応援隊の集結場所及び活動内容	c. 現場指揮本部の所在の明示
d. 災害現場における最高指揮者の職、氏名	
e. その他、必要な事項	

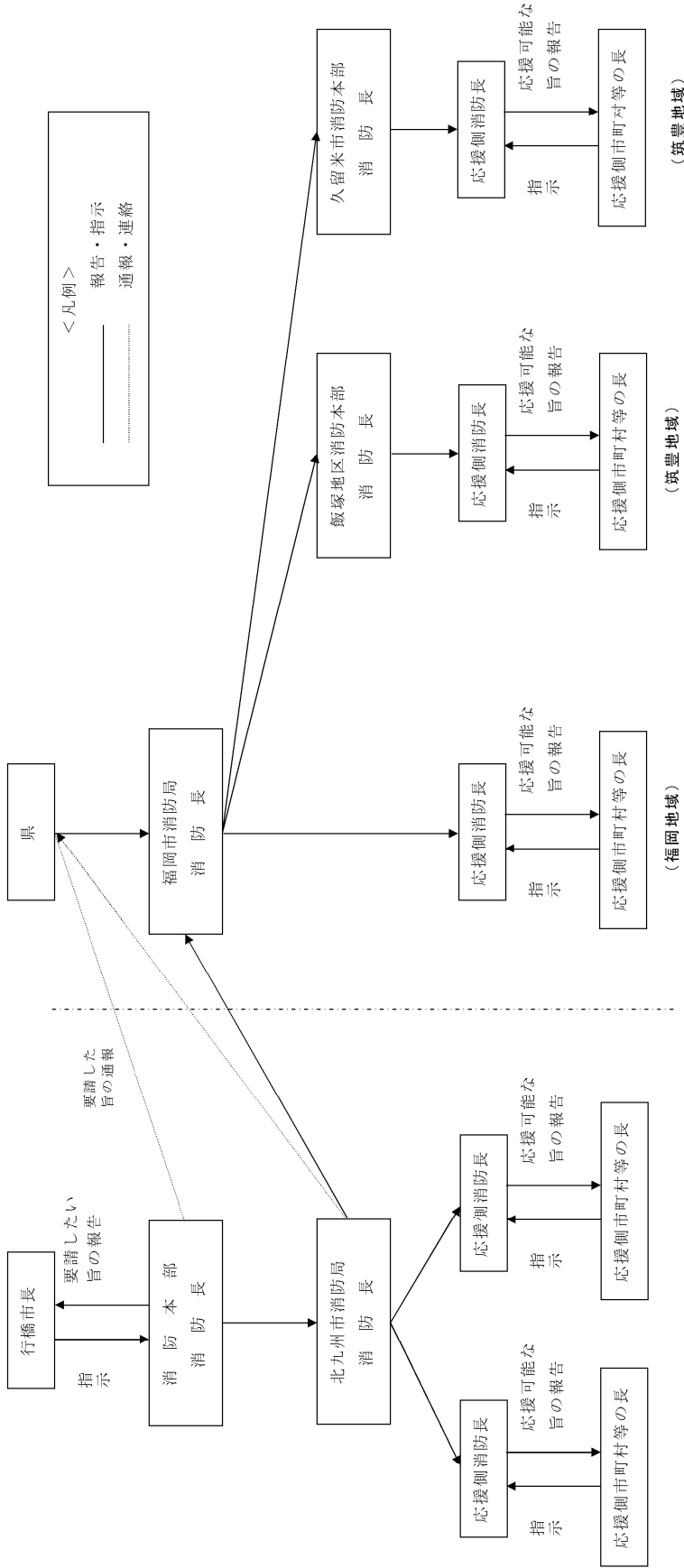
※要請は、電話、ファクシミリ等で行い、事後速やかに応援側の長に対して応援要請書を提出

3) 応援隊の編成及び指揮

《応援隊の編成、指揮》	
編 成	代表消防機関等が行う部隊編成をもって運用する。 ただし、要請側の長または消防長の指示がある場合はこれによるものとする。
指 揮	要請側の長の指揮の下に行動するものとする。(消防組織法第47条)

《応援要請の方法及び要請ルート》

【第二要請】



< 県 >

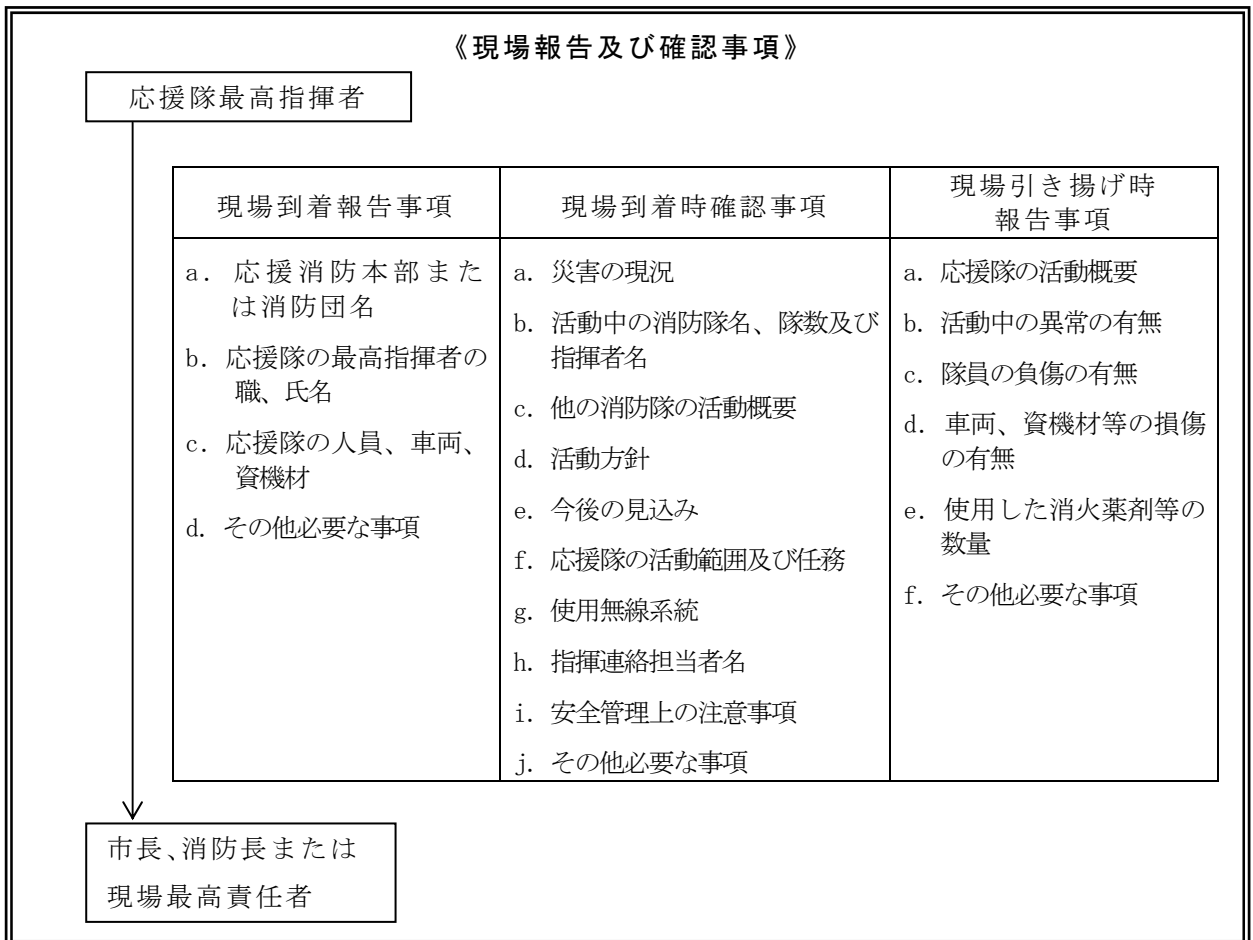
窓口の名称	電話	フアクシミリ	防災行政無線
平日勤務時間内	092-643-3113	092-643-3117	700-7022, 700-7024
平日勤務時間外	同上	同上	FAX700-7390
日曜・祝日	同上	同上	同上

< 代表消防機関等 >

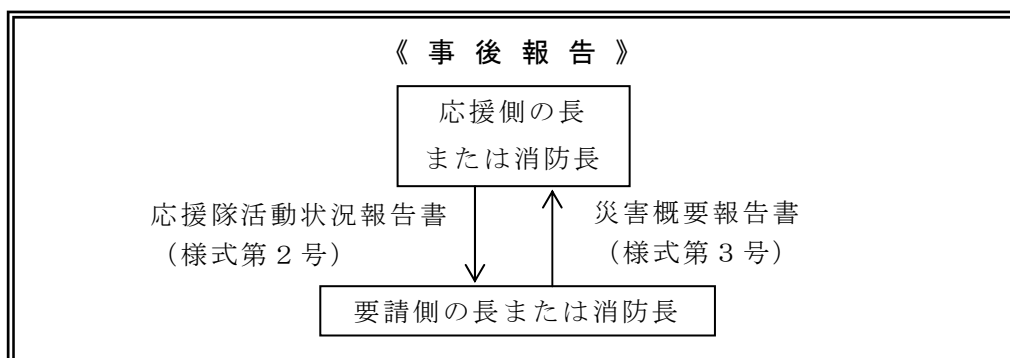
代表消防機関等消防本部名	窓口の名称	電話	防災行政無線
福岡市消防局	指令課	092-725-6591	130-6552
北九州消防局	指令課	093-582-3823	101-70
北九州地域代表	指令課	093-582-3823	101-70
北九州地域代表	警防課	093-245-0901	246-0119

4) 応援に関する報告及び確認事項

ア. 現場報告及び確認事項



イ. 事後報告は下記のとおりとする。



ウ. 県への連絡

応援要請を行った市長または消防長は、県にその旨を通報する。

(2) 「福岡県広域航空消防応援実施要綱」に基づく消防応援の要請

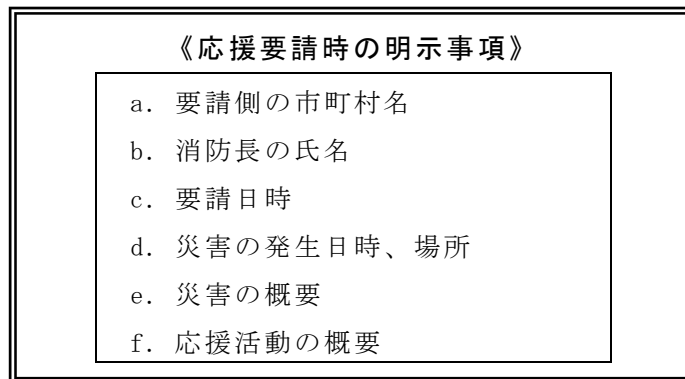
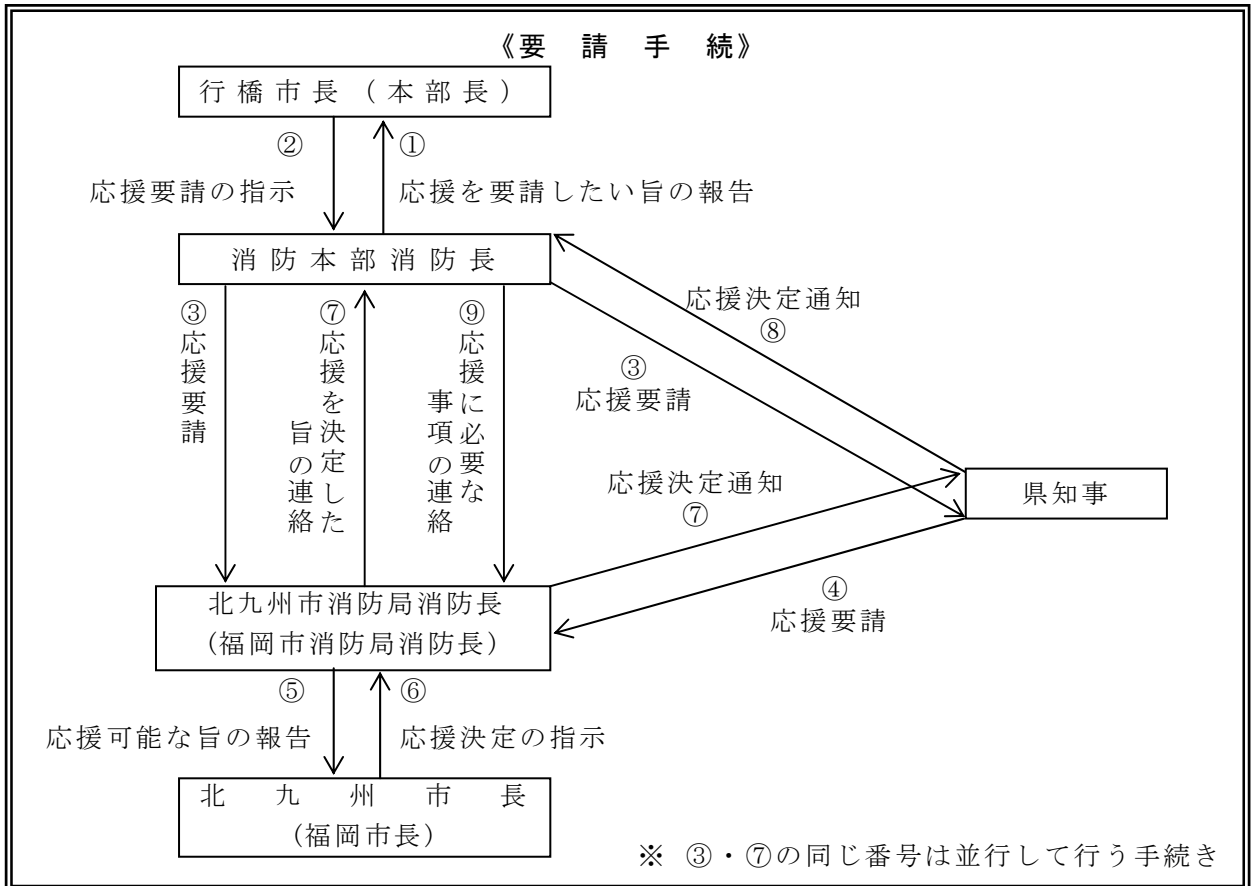
1) 航空応援の種別

《航空応援の種別》	
調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援のための出動
火災出動	消火活動のための出動
救助出動	人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
救急出動	救急搬送のための出動
救援出動	救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

2) 航空応援の対象

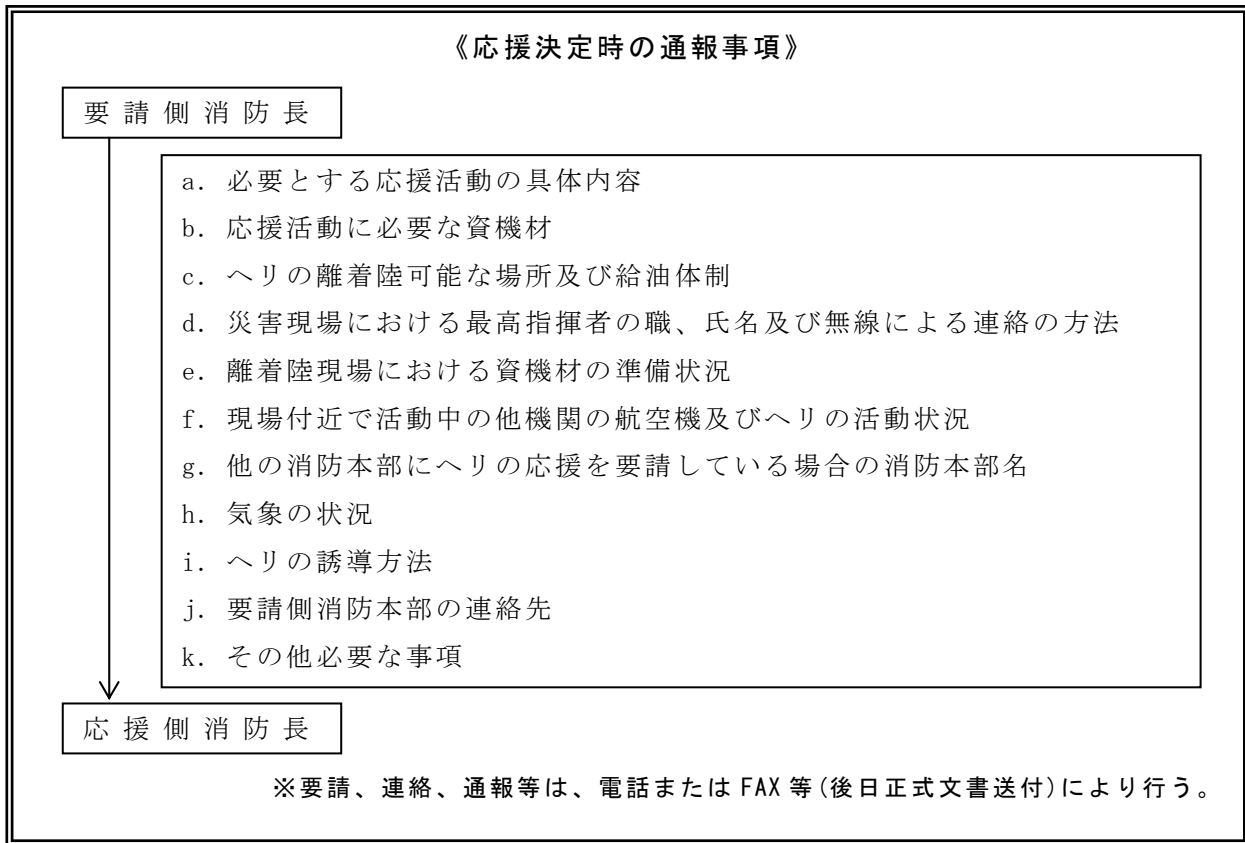
《航空応援の種別》
基本事項：下記の災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効である場合。 <ul style="list-style-type: none"><li>a. 地震、風水害その他大規模災害</li><li>b. 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害</li><li>c. ヘリによる搬送が有効かつ適切な救急事案</li><li>d. 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助事案</li><li>e. その他、前各号に掲げる災害に準ずる災害</li></ul>

3) 応援要請手続き



4) 応援決定時の通報事項

航空応援決定の通知があった場合、要請側消防本部の消防長は北九州市消防局消防長もしくは福岡市消防局消防長に対し次の事項を通報する。



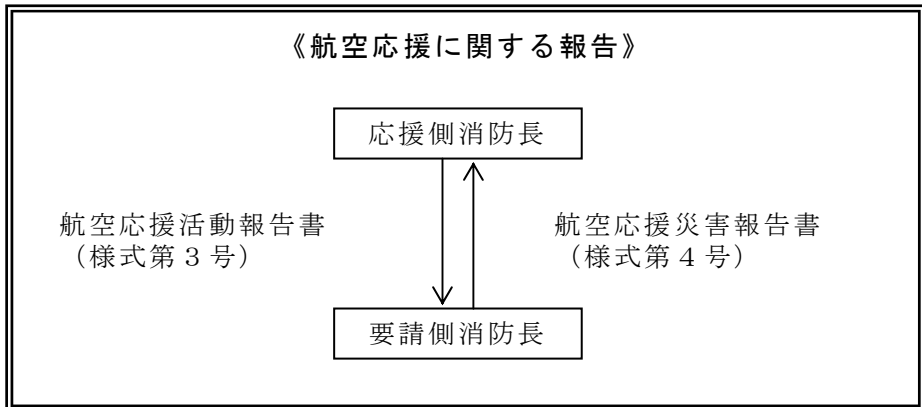
5) 指揮系統

**《消防航空隊の指揮等》**

指 揮	要請側現場最高指揮者
通 告	ヘリの運航に重大な支障があるとき、 ヘリ搭乗の指揮者から現場最高指揮者に通告

(通信連絡使用電波：県内共通波 152.77MHz)

6) 航空応援に関する報告





7) 事前計画の立案

航空応援を受ける市は、事前に次の事項についての計画を立案しておく。

《要請側市町村の事前計画》	
必 要 事 項	
a.	飛行場外離発着場の位置図等
b.	燃料の補給体制
c.	応援消防航空隊と要請側消防本部との通信連絡方法
d.	離発着場への誘導員の派遣
e.	応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等、離発着に必要な措置
f.	空中消火薬剤、救急救助資機材、隊員等の確保体制
g.	その他必要な事項

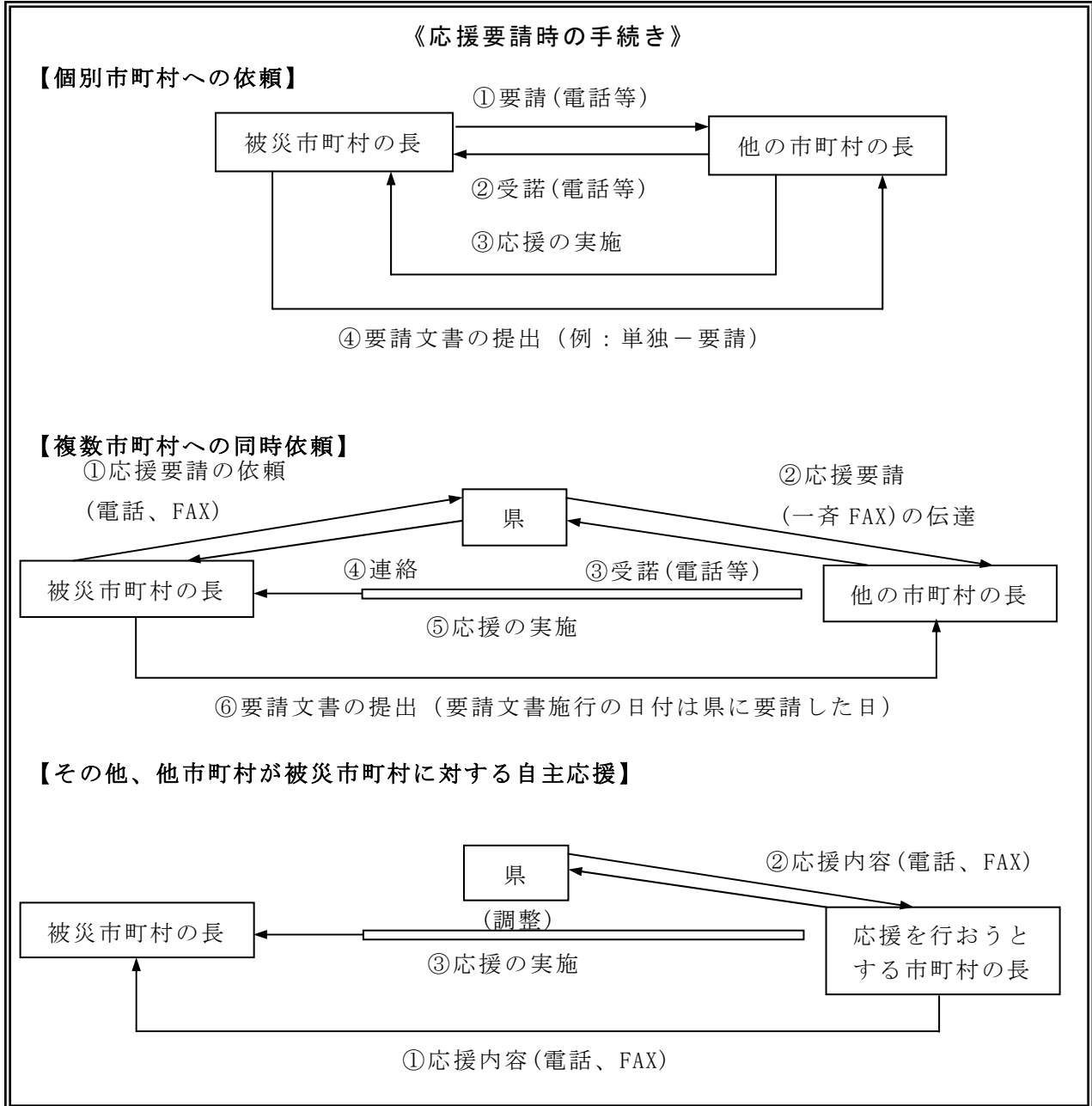
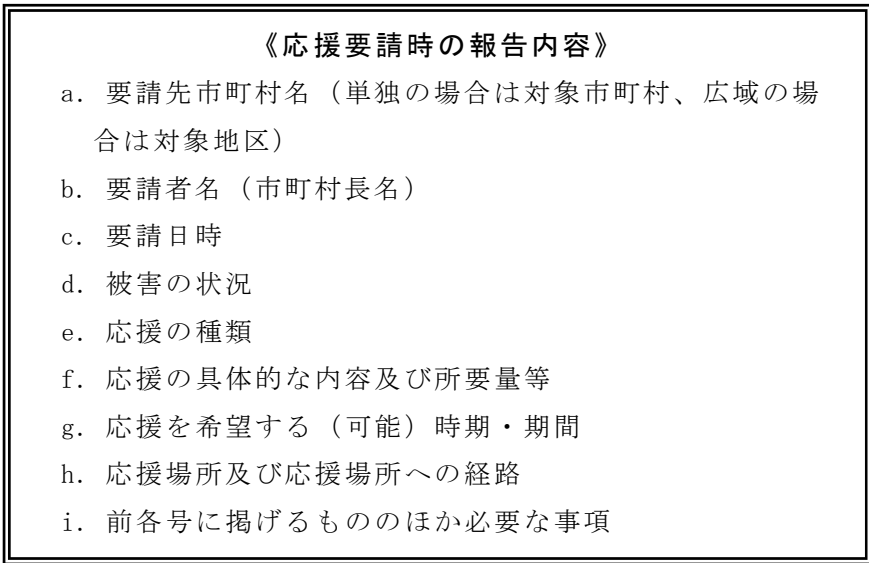
(3) 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援協定」に基づく応援要請

1) 応援の種類

《応援の種類》	
a.	食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
b.	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
c.	救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
d.	救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
e.	被災者の一時収容のための施設の提供
f.	被災傷病者の受け入れ
g.	遺体の火葬のための施設の提供
h.	ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
i.	ボランティアの受付及び活動調整
j.	前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2) 応援要請の手続き

市長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話・FAX等により応援を要請するものとする。



(4) 「災害時における応援に関する協定」に基づく応援要請

この協定は、本市あるいは福岡県苅田町や大阪府泉大津市において災害が発生し、独力では十分な救援活動が実施できないと判断される場合に、阪九フェリー所有の船舶による物資輸送の協力を得て、協定締結自治体間での応援活動を行うものである。

1) 応援の内容

《応援の内容》

- a. 食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の収集の協力
- b. 生活必需物資の収集等のため、要請団体が応援団体に職員を派遣した場合、当該職員の現地活動に対する支援協力
- c. 前2号に定めるもののほか特に要請のあった事項

2) 応援要請の手続き

《応援要請の手続き及び船舶の協力要請》

応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、連絡担当部局を通じて要請する。また、本協定に基づく応援が必要と判断された場合には、できる限り速やかに阪九フェリー（株）に対し船舶輸送の協力を要請する。

- a. 被害状況
- b. 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- c. 要請団体職員の事務遂行のために必要な臨時的措置
- d. その他応援を必要とする事項等

(5) 「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

市は、市域または福岡県北部地域にて大規模かつ広域の災害が発生した場合には、市町村広域災害ネットワークによる応援を要請する。

1) 協定締結の経緯

阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模かつ広域の災害を想定した場合、同時被災の可能性が低いより多くの都市と災害応援協定を締結する必要がある。複数の遠隔地にある自治体とネットワークを結ぶことで応急対策や復旧活動などで協力しあうシステムとして、まず平成20年度に西日本の9自治体間で協定が締結された。このネットワークでは平成20年度の発足以降加盟市の拡大を図っており、平成21年度に2市、平成22年度に3市、平成23年度に4市、平成24年度に1市、さらには平成25年度に1市が加盟している。

2) 協定締結団体

締結団体は、次のとおりであり、平成25年6月現在19市1町の20団体である。

ブロック市	構成団体名（加盟年度）
東海（5市）	岐阜県可児市（21）、愛知県刈谷市（22）、三重県亀山市（22）、静岡県磐田市（23）、山梨県甲府市（24）
近畿（6市）	大阪府泉大津市（20）、滋賀県野洲市（20）、京都府八幡市（20）、兵庫県高砂市（20）、奈良県大和郡山市（20）、和歌山県橋本市（20）
中国・四国（5市）	高知県香南市（20）、岡山県玉野市（21）、島根県益田市（22）、山口県柳井市（23）、愛媛県四国中央市（25）
九州（3市1町）	福岡県行橋市（20）、福岡県苅田町（20）、宮崎県日向市（23）、佐賀県神埼市（23）

3) 協定締結の内容

ア. 地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置が出来ない場合に、相互に救援協力して被災団体の応急・復旧対策を円滑に実施する。

イ. 応援を調整する団体（応援とりまとめ団体）をあらかじめ優先順位をつけて設定しておく。

※ 震度6弱以上の地震が構成団体で発生した場合、応援とりまとめ団体が自動的に被害情報の収集、先遣隊の派遣等を行う。

ウ. 構成団体による防災合同訓練等の実施

エ. 構成団体間の防災担当職員の短期研修派遣（2週間程度）

4) 応援の種類

《応援の種類》
a. 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
b. 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
c. 医療機関への被災傷病者等の受け入れ
d. 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
e. 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

5) 応援要請の手続き

《応援の要請手続き》
<p>応援を要請する場合は、文書により次の事項を明らかにして、ネットワークを構成する団体に対し要請する。ただし、緊急の場合には、口頭、電話または電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出する。</p>
a. 災害の状況及び要請理由
b. 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所と経路
c. 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
d. 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

6) 応援とりまとめ団体【資料編\*Ⅱ.3.1(6)】

《応援とりまとめ団体の役割》

- a. 被災団体と応援団体の連絡調整は、応援とりまとめ団体が行う。
- b. 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行いながらネットワーク構成団体全般の活動を調整・支援する。
- c. 応援とりまとめ団体は、被災状況 など必要に応じ、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

**2. 国・県・他市町村に対する応援要請**

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、市長は必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を行うことができる。

なお、航空応援が必要な場合においても同様に応援を要請するものとする。

(2) 県への応援または応援あっせんの要請

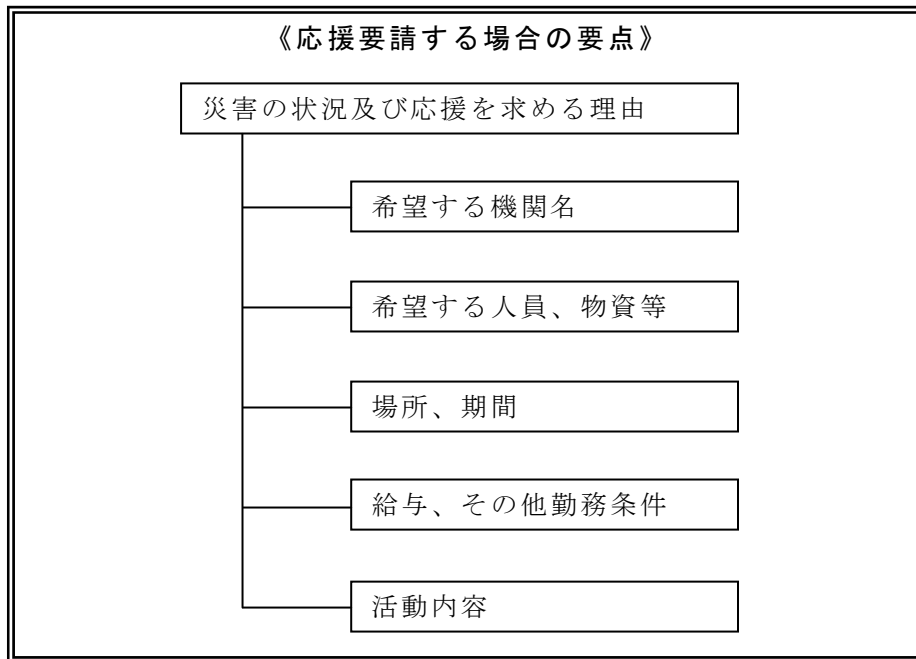
市長は、当該管轄域に大規模な災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援または応援のあっせんを要請するものとする。

この場合において、県知事は必要があると認めるときは自ら応援を行い、国、都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請または指示するものとする。

(3) 他市町村への応援要請

市長は、当該管轄域や県北部地域等で大規模な災害が発生した場合、ただちに応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した福岡県内市町村災害応援協定や市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定等の締結内容に基づき、県内地域や県内他市町村の被災状況等も総合的に勘案しつつ効果的な相互応援系統に対し応援要請を行う。

\*資料Ⅱ.3.1(6)「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」



### 3. 活動の内容

#### (1) 応援項目

- 1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- 3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- 4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- 5) 遺体の火葬のための施設の提供
- 6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- 7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- 8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- 9) その他応援のために必要な事項

#### (2) 連絡体制の確保

市は、応援要請が予測されるような大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、あらかじめ定めた連絡体制を確保しつつ、他の市町村、国、都道府県、関係機関等に通報する他、必要な情報共有を行う。

#### (3) 受け入れ体制の確保

##### 1) 連絡窓口の明確化

市長は、他の市町村、国、都道府県、関係機関等との連絡を速やかにかつ的確に行うため連絡窓口を定め、災害に関する情報共有並びに円滑な相互連携に向けた対応に努める。

##### 2) 受け入れ施設の整備

災害対策本部は、他の市町村、国、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受け入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受け入れ施設や活動

拠点空間を定めておく。

## 第2項 警察への応援要請

災害発生時において、市は必要に応じ行橋警察署に対し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の応急対策活動について応援を要請する。

## 第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策または災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方公共機関に対し職員の派遣を要請し、または県知事に対し指定公共機関または指定地方行政機関の職員の派遣について必要に応じてあつせんを求め、災害応急対策並びに災害復旧対策について万全を期するものとする。

また、市長は必要に応じて民間団体等に対しても、協力を要請する。その場合、以下の事項を示して効果的な協力を求めるものとする。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会 自主防災組織 指定公共機関 指定地方行政機関 指定地方公共機関 その他公共的団体	a. 応援を必要とする理由 b. 作業の内容 c. 従事場所 d. 就労予定時間 e. 必要期間、所要人員 f. 集合場所 g. その他参考事項	a. り災者に対する炊出し作業 b. り災者に対する救出作業 c. 救助物資の輸送配給作業 d. 清掃防疫援助作業 e. 被害状況の通報連絡作業 f. その他必要とする作業

## 第4項 他市町村への応援の実施

市長は、他市町村において大規模な災害が発生し、当該市町村が自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、または応援の必要があると認めた場合は、市が締結している相互応援協定や基本法に基づき遅滞なく応援活動を実施する。

### 1. 支援対策本部の設置

市長は、他市町村において大規模な災害が発生した場合には、必要に応じて関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

### 2. 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

### 3. 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先の被災市町村に負担をかけることのないよう、食糧や衣料、情報伝達手段等について、各自での準備による応援体制とする。

### 4. 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れるための公的住宅、医療機関並びに避難行動要支援者を受け入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行う。

## 第5項 民間団体等への応援要請

災害発生時には、国や地方自治体、公共機関等だけでなく、民間団体・関係機関による応援も必要となる。特に、住民の生命維持に直結する生活必需品の供給や、特別な技術・資機材等が必要となるライフライン等での応急対策や復旧活動においては、民間事業者や建設会社等で構成されている組合等の協力が不可欠となるため、事前に応援協定を結んでおくことが多い。

本市においても、民間事業所との物資や施設使用に関する協定や、本市の土木建設事業に関係する建設業者で組織されている共同組合等との間で、「災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定」が結ばれている。【資料編\*Ⅱ.3.1(7)】

#### 《災害時における応急対策活動への応援協力の内容》

- a. 道路、河川等(公共土木施設)の機能の維持及び回復のために必要な土木資材や労力等の提供
- b. 人命救助のために必要な土木資材や労力等の提供
- c. 応急仮設住宅の建設等に必要な土木資材や労力等の提供

#### 《応援要請の手続き》

- 要請者：災害対策本部総括班長（災害対策本部が設置されていない場合は総務部長）
- 手続き：下記の事項について電話等により要請し、事後速やかに書類(様式第1号)を提出する。
  - a. 要請する理由
  - b. 災害の状況・場所
  - c. 活動の内容
  - d. 必要人員・必要資機材
  - e. その他必要な資料

\*資料Ⅱ.3.1(7)「災害時における応急対策活動への応援協力に関する協定」